

下水道使用料改定前後の下水道使用料収入について

1 下水道使用料改定の概要

(1) 目的

下水道事業は、法律で「公営企業」に位置付けられているため、独立採算による運営が原則とされています。しかし、人口減少による使用料収入の減少や下水道施設の老朽化により、将来にわたる収支に不足が生じる見込みのため、料金改定を行いました。

(2) 内容

改定時期：令和5年10月1日～

下水道使用料 改定率8%

①下水道使用料単価表

(税抜)

種別	排水量 (2か月当り)	旧料金	新料金	新旧料金差額 (改定率)
基本料金	0～16 m ³	1,330 円	1,434 円	+104 円(8%)
従量料金 (1 m ³ につき)	17～30 m ³	113 円	122 円	+ 9 円(8%)
	31～60 m ³	125 円	135 円	+ 10 円(8%)
	61～100 m ³	155 円	167 円	+ 12 円(8%)
	101～200 m ³	167 円	180 円	+ 13 円(8%)
	201～600 m ³	180 円	194 円	+ 14 円(8%)
	601～1,000 m ³	203 円	219 円	+ 16 円(8%)
	1,001～2,000 m ³	219 円	236 円	+ 17 円(8%)
	2,000 m ³ ～	228 円	246 円	+ 18 円(8%)

②下水道使用料早見表

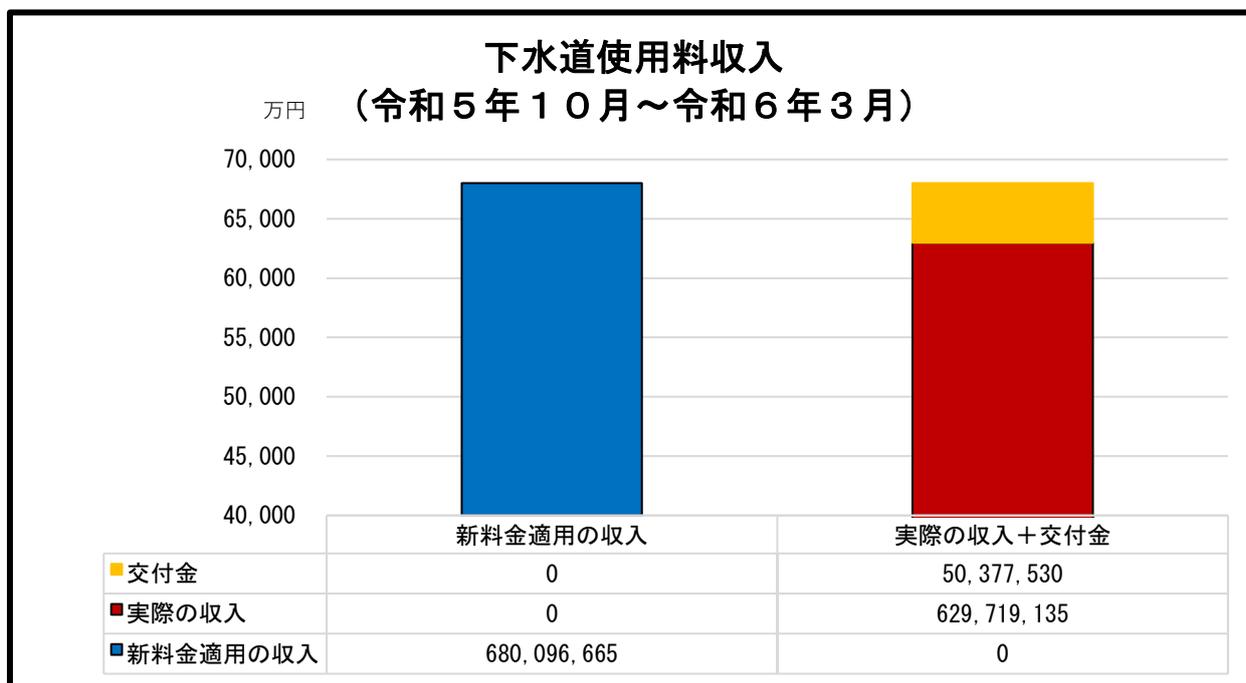
(税込)

排水量 (2か月当り)	旧料金	新料金	新旧料金差額
0 m ³ ～16 m ³	1,463 円	1,577 円	+114 円
20 m ³	1,960 円	2,114 円	+154 円
30 m ³	3,203 円	3,456 円	+253 円
40 m ³	4,578 円	4,941 円	+363 円
50 m ³	5,953 円	6,426 円	+473 円

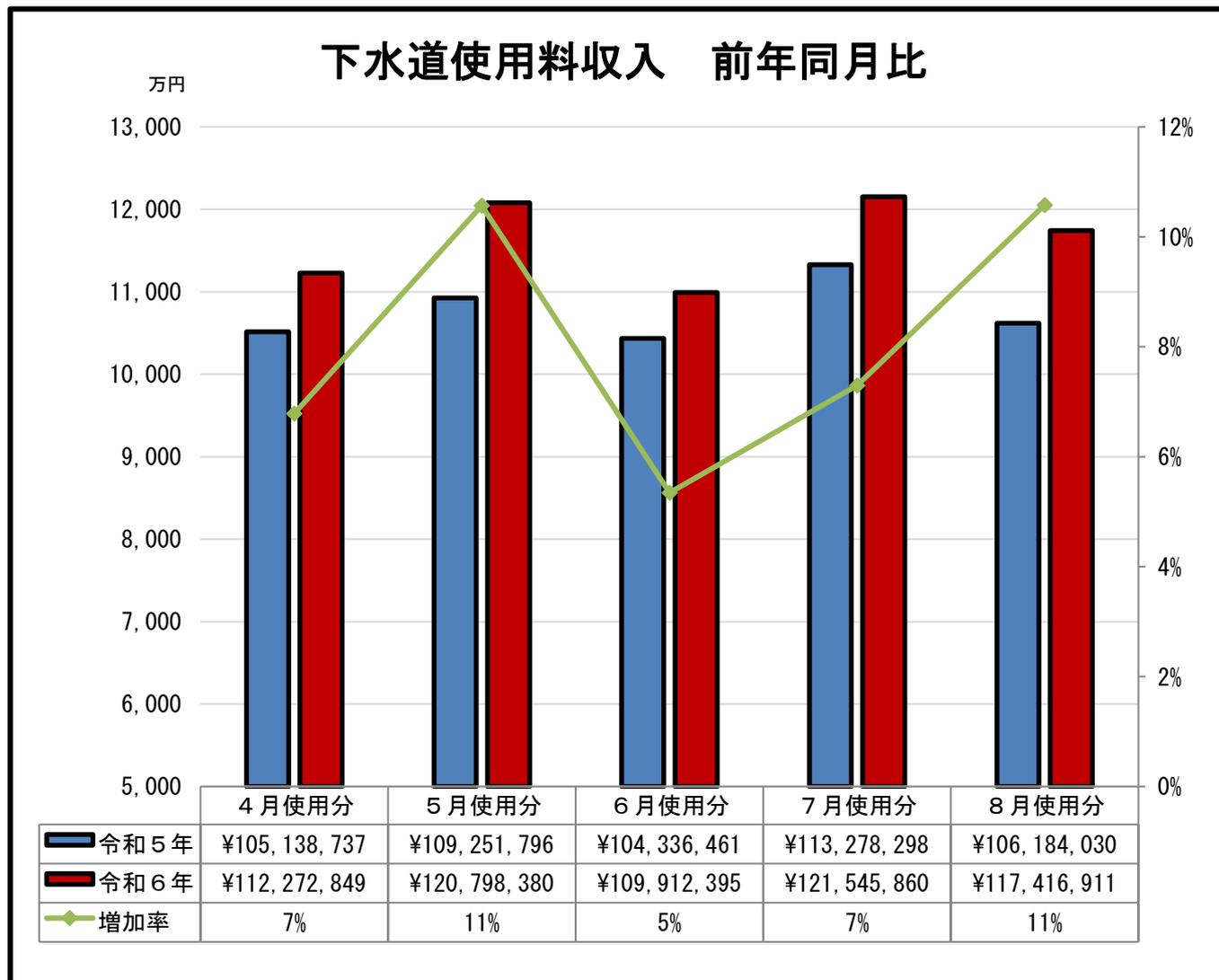
※一般家庭の平均は、20 m³です。

(3) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用

令和5年10月1日に料金改定を行いました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和6年3月31日まで値上げ分の補填を行いました。そのため、公共施設を除き、新料金に基づく徴収は令和6年4月1日からとなります。



2 新料金・旧料金の下水道使用料収入



令和5年は旧料金、令和6年は新料金を適用しています。令和6年は平均して約8%の収入増となっております。改定率どおりの収入増になっていることがわかります。